平成28年度　あっせん事業体制整備事業
院内体制整備事業　概要

１　目的

平成 28 年度あっせん事業体制整備事業院内体制整備事業（以下「本事業」という。）は、臓器移植法ガイドライン第 4 の 3 に定める脳死下での臓器提供が可能な施設類型に該当する施設（いわゆる 5 類型施設）を対象に、院内の各部門間の連携及び都道府県臓器移植連絡調整者をはじめとする院外の移植医療関係者との連携の下で、院内コーディネーターの設置、院内マニュアルの作成や実際の臓器提供を想定したシミュレーション等を実施することにより、臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができるような院内体制を整備することを目的とする。

２　内容

２－1　事業概要：

※応募状況により、各プランの施設数が変更する場合あり

※1 都道府県内に複数施設の実施が可能

	プラン A	プラン B	プラン C
助成金額	80 万～100 万円	50 万～80 万円	50 万～80 万円
予定施設数	5 施設	10 施設	15 施設
体制整備状況	新規に充実した体制整備を行う施設	新規に体制整備を行う施設	過去に臓器提供を行ったことがあり、ある程度体制整備が構築されているが、さらに充実した体制整備を行う施設
事業完了時の目標	・選択肢提示、意思表示確認できる体制整備	・申し出があった際に臓器提供できる体制整備 ・選択肢提示、意思表示確認できる体制整備	・常に選択肢提示、意思表示確認できる体制の構築

選択肢提示＝終末期患者の家族への適切な臓器提供の選択肢提示

意思表示確認＝患者の臓器提供の意思表示を確認

申し出＝終末期患者の家族からの臓器提供についての申し出

２－２　実施施設：

臓器移植法ガイドライン第 4 の 3 に定める脳死下での臓器提供が可能な施設類型に該当する施設（いわゆる 5 類型施設）であって、かつ事業の実施について JOT が承認した施設。

２－３　事業内容：

実施施設は、自施設の体制整備状況に応じて、次の各事業から選択して実施するものとする。ただし、実施する事業が一部の取り組みに偏らないようにしなければならない。また、JOT 指定書式を使用した職員の移植医療に関する意識調査の実施、JOT が開催する研修会等への職員の派遣及び JOT 指定書式を使用した死亡患者調査の実施は必須とする。

なお、全ての業務において、JOT 又は都道府県コーディネーターから支援を受けることができるものとする。

（１）臓器提供の院内体制を構築/継続するための基礎事業
（２）患者の臓器提供に関する意思表示を確認する体制の構築
（３）職員教育研修
（４）臓器提供候補者の情報を把握する活動
（５）終末期患者の家族への適切な臓器提供の選択肢提示を実施する体制の構築
（６）臓器提供症例の対応及び院内活動に関する報告

２－４　実施期間：

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 10 日

２－５　対象経費：

本事業の実施に必要な次の経費：諸謝金、旅費、JOT が定めたメニュープランの実施に係る経費

２－６　事業の手順：

	書類	様式	作成者	期限
1	事業実施申請書	第 1 号様式	実施施設	平成 28 年 6 月 30 日
2	事業計画書	第 2 号様式		
3	予算書	第 3 号様式		
4	体制整備状況報告書	第 4 号様式		
5	助成金交付決定通知書	第 5 号様式	JOT	平成 28 年 7 月 15 日
6	院内体制整備事業実施契約書		JOT・実施施設	
7	進捗報告書	第 6 号様式	実施施設	4～9 月分⇒10 月 31 日 10～12 月分⇒1 月 31 日
8	事業完了報告書	第 7 号様式	実施施設	平成 29 年 3 月 31 日
9	成果報告書	第 8 号様式		
10	承認通知書	第 9 号様式	JOT	平成 29 年 4 月 10 日
11	請求書	見本	実施施設	平成 29 年 4 月 20 日
12	事業費の交付		JOT⇒実施施設	平成 29 年 4 月 28 日